

(入ろ-03)

令和2年6月16日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

裁判所職員総合研修所事務局長 大田浩司

令和3年度裁判所職員総合研修所入所試験（CE-72）の  
第1次試験における新型コロナウイルス感染症への対応につ  
いて（事務連絡）

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、緊急事態宣言が解除されましたが、新型コロナウイルス感染の再拡大を防止するため、引き続き、「三つの密」を避けることの徹底、人ととの距離の確保、マスクの着用などの基本的感染対策の取組が求められています。

7月16日及び17日に実施を予定しております、令和3年度裁判所職員総合研修所入所試験（CE-72）の第1次試験に關しても、地域の状況に留意し、各庁の実情に応じて、感染拡大防止に努めるという観点から、第1次試験の実施業務及び業務を行う人的態勢について検討してください。

なお、各庁での検討に資するために、別紙「令和3年度裁判所職員総合研修所入所試験（CE-72）における新型コロナウイルス感染症への対応等の工夫例」を作成しましたので、参考にしてください。

(別紙)

令和3年度裁判所職員総合研修所入所試験(CE-72)に  
おける新型コロナウイルス感染症への対応等の工夫例

- 1 試験の実施前日までに、受験者に次の事項を周知する。
  - (1) 試験当日は、感染予防のため、マスクを着用すること。
  - (2) 試験室に手指の消毒液を置くので、入室時に手指を消毒すること。
  - (3) 換気のため、適宜、試験室の窓やドアなどを開けるので、室温の上下に対応できるよう服装には注意すること。
  - (4) 新型コロナウイルス感染症に感染している可能性がある体調不良者は、受験を控えること。
- 2 受験者同士及び受験者と試験官等との間隔ができるだけ2メートル(最低1メートル)空くように、試験室、予備室、受付所及び事務室の座席を設ける。
- 3 試験前日及び1日目の試験終了後に試験室等(机、ドアノブ等の共有部分)を消毒する。
- 4 試験室及び予備室に、手指の消毒液を設置し、入室時に消毒させる。
- 5 受験者が滞留しない方法で受付を行う。
- 6 各时限の試験開始時刻までは、できる限り換気を行う。また、試験開始1時間後に、10分程度の換気を行う。
- 7 試験地に所在する裁判所に勤務する受験者に対しては、できる限り執務室等の試験室外での昼食を促す。また、試験室内で昼食を取る受験者がいる場合は、自席で静かに昼食を取るよう促す。
- 8 試験終了後、受験者が試験室の内外で滞留しないよう、速やかに退庁又は執務室への移動を指示した後、数名ずつ退室させる。